

# 了鳥取県公報

平成17年4月28日(木) 号外第85号

每週火:金曜日発行

目 次

規	則	鳥取県立岩井長者寮官埋規則及ひ鳥取県立倡原壮官埋規則の一部を改正する規則
		(69) (長寿社会課)
		鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (70) (子ども家庭課)

-----公布された規則のあらまし------

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正
  - (1) 岩井長者寮の使用料に係る経済的事情による区分(以下「区分」という。)のうち、D階層及び22 階層を削ることとした。(附則別表、別表関係)
  - (2) 区分のうち、19階層の使用料の額を500円、20階層の使用料の額を8.500円、21階層の使用料の額を 16,500円それぞれ引き上げることとした。(別表関係)
  - (3) 区分のうち、21階層に該当する要件となる対象収入額を3,400,001円以上(現行 3,400,001円以上 4,074,720円以下) に改めることとした。(別表関係)
  - (4) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正

福原荘について、1と同様の措置を講ずることとした。(附則別表、別表関係)

3 施行期日等

この規則は、平成17年5月1日から施行することとした。

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

- 1 新設された職業指導里親制度に関する申請の手続等を整備することとした。(第1条、第2条関係)
- 2 保護受託者制度の廃止に伴い、所要の改正を行うこととした。(第1条関係)
- 3 保育士試験の申請に関する様式を廃止することとした。(第1条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。

則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第69号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和39年鳥取県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

		改正後					
附則別表					附貝	則別表	
	区分		金額 (1	人月額)			Ε <u>γ</u>
			区 分		大居室	小居室	
略						略	
C 10階層	59,801円以ることを要	上の所得税を納付す でする者	159,910円	158,910円		C 10階層	59,801円以ることを要
						D階層	対象収入額 ある者
備考 1 略					1	#考 1 略	

2 略

3 略

別表 (第6条の2関係)

	X 5		金額 (1人月額)		
		J	大居室	小居室	
略					
19階層	対象収入額が3, 3,300,000円以下で	,	160,210円	159,210円	
20階層	対象収入額が3, 3,400,000円以下で	,	168,210円	167,210円	
21階層	対象収入額が3,40 あるとき	00,001円以上で	176,210円	175,210円	
				,	

備考 略

	区分	金額 (1人月額)		
	<u>Б</u> л	大居室	小居室	
略				
C 10階層	59,801円以上の所得税を納付す ることを要する者	159,910円	158,910円	
D階層	対象収入額が4,074,721円以上で ある者	160,270円	159,270円	

改正前

2 1の入所者がD階層の区分とD階層以外の区分に該当するこ ととなる場合は、D階層の区分を適用するものとする。

3 略

4 略

別表 (第6条の2関係)

	-		(N) 0 N(4) = (N)(a)								
	区分	金額 (1人月額)									
	<u>ь</u> л	大居室	小居室								
略											
19階層	対象収入額が3,200,001円以上 3,300,000円以下であるとき	159,710円	158,710円								
20階層	対象収入額が3,300,001円以上 3,400,000円以下であるとき	159,710円	158,710円								
21階層	対象収入額が3,400,001円以上 4,074,720円以下であるとき	159,710円	158,710円								
22階層	対象収入額が4,074,721円以上で あるとき	160,270円	159,270円								

備考 略

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立福原荘管理規則 (昭和57年鳥取県規則第13号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

次の	)表の	改正前の欄の表中太線で							
		改 正 後					改 正 前		
附則別表						則別表			
			金額 (1	人月額)			- Λ	金額 (1人月額)	
		区分	大居室	小居室			区分	大居室	小居室
略						略			
C 10階	層	9,801円以上の所得税を納付す らことを要する者	159,910円	158,910円		C 10階層	59,801円以上の所得税を納付す ることを要する者	159,910円	158,910円
						D階層	対象収入額が4,074,721円以上で ある者	160,040円	159,040円
備考						備考			
1 #	略						人所者がD階層の区分とD階層以 る場合は、D階層の区分を適用す		
_	略 略					<u>3</u> 略 <u>4</u> 略			

#### 別表 (第5条関係)

	区分	金額 (1人月額)			
	<u>ь</u> л	大居室	小居室		
略					
19階層	対象収入額が3,200,001円以上 3,300,000円以下であるとき	160,210円	159,210円		
20階層	対象収入額が3,300,001円以上 3,400,000円以下であるとき	168,210円	167,210円		
21階層	対象収入額が3,400,001円以上で あるとき	176,210円	175,210円		

## 別表 (第5条関係)

	区分	金額 (1人月額)						
	<u>ь</u> л	大居室	小居室					
略								
19階層	対象収入額が3,200,001円以上 3,300,000円以下であるとき	159,710円	158,710円					
20階層	対象収入額が3,300,001円以上 3,400,000円以下であるとき	159,710円	158,710円					
21階層	対象収入額が3,400,001円以上 4,074,720円以下であるとき	159,710円	158,710円					
22階層	対象収入額が4,074,721円以上で あるとき	160,270円	159,270円					

備考 略

附 則

備考 略

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第70号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県児童福祉法施行細則 (平成3年鳥取県規則第20号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。) に対応する同表の改正後の欄中条及び頃の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」 という。) が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在 しない場合には、当該移動条項 (以下この条において「削除条項」という。) を削り、移動後条項に対応する 移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (条及び項の表示、削除条項並びに様式の表示を除く。以下この 条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示、追 加条項並びに様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改 正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引 かれた様式を加える。

改正後

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第一第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第 164号。以下「法」という。)、児童福祉法施行令 (昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和 23年厚生省令第11号。以下「省令」という。) 及び 里親の認定等に関する省令 (平成14年厚生労働省令 第115号。以下「里親省令」という。) の施行に関し 必要な事項を定めるものとする。

(助産施設等への入所の申込み等)

第9条 略

- 3 知事は、第1項の申込書の提出があった場合にお 3 知事は、第1項の申込書の提出があった場合にお いて、入所の不承諾を決定したときは、当該申込み を行った者に対し、理由を付して通知するものとす

4 略

(措置決定の通知等)

第10条 知事は、法第27条第1項第3号若しくは第2 | 第10条 知事は、法第27条第1項第3号若しくは第2 項、第27条の2第1項又は第63条の3第1項の規定 による措置を採ったときは、措置決定通知書 (様式 第11号)によりその保護者及び当該施設の長又は里

(趣旨)

164号。以下「法」という。)、児童福祉法施行令 (昭和23年政令第74号。以下「政令」という。)、児 童福祉法施行規則 (昭和23年厚生省令第11号。以下 「省令」という。) 及び里親の認定等に関する省令 (平成14年厚生労働省令第115号。以下「里親省令」 という。) の施行に関し必要な事項を定めるものと する。

改正前

(助産施設等への入所の申込み等)

第9条 略

- 2 略
- いて、助産施設への入所の不承諾を決定したときに あっては助産施設入所不承諾書 (様式第9号の3) を、母子生活支援施設への入所の不承諾を決定した ときにあっては母子生活支援施設入所不承諾書 (様 式第9号の4)を、当該申込みを行った者に対し、 理由を付して通知するものとする。

4 略

(措置決定の通知等)

項、第27条の2第1項又は第63条の3第1項の規定 による措置を採ったときは、措置決定通知書 (様式 第11号) によりその保護者及び当該施設の長又は里 親に通知するものとする。

等を決定したときは、措置解除(停止・変更)決定 通知書 (様式第12号) によりその保護者及び当該施 設の長又は里親に通知するものとする。

#### (里親の認定の申請等)

#### 第13条 略

- 2 里親省令第6条第2項(里親省令第15条、第17条 及び第20条において準用する場合を含む。) の申請 書は、職業指導里親認定申請書(様式第19号の2) によるものとする。
- いて、里親としての認定をしたとき、又はしないこ とを決定したときは、当該申請者に書面をもって通 知するものとする。

#### (里親の認定の取消しの申請)

第6号 (里親省令第15条、第17条及び第20条におい て準用する場合を含む。) の規定による申請は、里 親認定取消申請書 (様式第20号) を提出してしなけ ればならない。

#### (里親の登録の取消しの申請)

第13条の5 里親省令第11条第1項第3号又は第2項 | 第13条の5 里親省令第11条第3号 (里親省令第17条 第2号 (里親省令第17条及び第20条において準用す 消申請書 (様式第20号の4) を提出してしなければ ならない。

#### (養育の継続が困難な旨の届出)

第14条 里親省令第13条第2項又は第3項(里親省令 | 第13条の8 里親省令第13条第2項(里親省令第15条、 第15条、第17条及び第20条において準用する場合を 含む。) の規定による届出は、児童養育継続困難届 出書 (様式第20号の7) を提出してしなければなら ない。

親若しくは保護受託者に通知するものとする。

2 知事は、法第27条第5項の規定による措置の解除 2 知事は、法第27条第7項の規定による措置の解除 等を決定したときは、措置解除(停止・変更)決定 通知書 (様式第12号) によりその保護者及び当該施 設の長又は里親若しくは保護受託者に通知するもの とする。

#### (里親の認定の申請等)

第13条 略

3 知事は、前2項の申込書の提出があった場合にお 2 知事は、前項の申込書の提出があった場合におい て、里親としての認定をしたとき、又はしないこと を決定したときは、当該申請者に書面をもって通知 するものとする。

#### (里親の認定の取消しの申請)

第13条の2 里親省令第8条第1項第5号又は第2項|第13条の2 里親省令第8条第5号 (里親省令第15条、 第17条及び第20条において準用する場合を含む。) の規定による申請は、里親認定取消申請書 (様式第 20号) を提出してしなければならない。

#### (里親の登録の取消しの申請)

及び第20条において準用する場合を含む。) の規定 る場合を含む。)の規定による申請は、里親登録取 による申請は、里親登録取消申請書(様式第20号の 4)を提出してしなければならない。

#### (養育の継続が困難な旨の届出)

第17条及び第20条において準用する場合を含む。) の規定による届出は、児童養育継続困難届出書 (様 式第20号の7)を提出してしなければならない。

#### (保護受託者の申出等)

- 第14条 省令第30条の規定による保護受託者を希望す る者の申出は、保護受託者申込書 (様式第21号) を 提出してしなければならない。
- 2 知事は、前項の申込書の提出があった場合におい

第26条 法第18条の8第2項の規定による保育士試験 | 第26条 政令第13条第10項の規定による保育士試験は、 は、毎年8月に行う。

て、保護受託者として認定したときは、当該申出者 に書面をもって通知するとともに、保護受託者登録 簿 (様式第22号) に登録するものとする。

毎年8月に行う。

2 省令第42条の規定による願い出及び省令第43条の 規定による申請は、保育士試験受験申請書 (様式第 38号) を提出してしなければならない。

#### 様式第9号の3 (第9条関係)

助産施設入所不承諾通知書

号

年 月 日

樣

職氏名印

申込みのありました助産施設への入所については、 次の理由により入所できませんので通知します。 (理由)

なお、この決定について不服がある場合は、行政 不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定により、 この決定があったことを知った日の翌日から起算し て60日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をする ことができます。

#### 様式第9号の4 (第9条関係)

母子生活支援施設入所不承諾通知書

묵 番

年 月 日

樣

職 氏 名 印

申込みのありました母子生活支援施設への入所に ついては、次の理由により入所できませんので通知 します。

(理由)

なお、この決定について不服がある場合は、行政 不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定により、 この決定があったことを知った日の翌日から起算し て60日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をする ことができます。

様式第10号 (第9条関係)

様式第10号 (第9条関係)

#### 助産実施解除通知書

番 年 月 日

樣

職氏名印

次の妊産婦についての助産の実施を解除すること としましたので、通知します。

様式第10号の2 (第9条関係)

母子保護実施解除通知書

番 号 年 月 日

樣

職氏名印

次の保護者及びその監護する児童についての母子 保護の実施を解除することとしましたので、通知し ます。

略

様式第11号 (第10条関係)

その1

(保護者用)

略

備考 略

その2

(施設・里親用)

助産実施解除通知書

番

年 月 日

樣

職氏名印

次の妊産婦についての助産の実施を解除すること としましたので、通知します。

教示 この決定について不服がある場合は、行政不 服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定によ り、この決定があったことを知った日の翌日か ら起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審 査請求をすることができます。

様式第10号の2 (第9条関係)

母子保護実施解除通知書

番 年 月 日

樣

職 氏 名 印

次の保護者及びその監護する児童についての母子 保護の実施を解除することとしましたので、通知し ます。

略

教示 この決定について不服がある場合は、行政不 服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定によ り、この決定があったことを知った日の翌日か ら起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審 査請求をすることができます。

様式第11号 (第10条関係)

その1

(保護者用)

略

備考 略

教示 この決定について不服がある場合は、行政不 服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定によ り、この決定があったことを知った日の翌日か ら起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審 査請求をすることができます。

その2

(施設・里親・保護受託者用)

略		略
MH		PA
式第12号(第10条関係)		   様式第12号 (第10条関係)
その1		その1
	(保護者用)	(保護者用) (保護者用)
略	(11112)	略
.,		教示 この決定について不服がある場合は、行
		不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規
		により、この決定があったことを知った日
		翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事
		対して審査請求をすることができます。
		MO CHAIRNEY GCCN CCCV.
その2		その2
	(施設・里親用)	(施設・里親・保護受託者用
略		略
その3		その3
	(保護者用)	(保護者用
略		略
		教示 この決定について不服がある場合は、行
		不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規
		により、この決定があったことを知った日
		翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事
		対して審査請求をすることができます。
その4	(1548 - FRANCE)	その4
m to	(施設・里親用)	(施設・里親・保護受託者用
略		略
その5		その5
ていっ	(保護者用)	
四夕	(体暖自用)	(保護者用
略		
		教示 この決定について不服がある場合は、行
		不服審査法(昭和37年法律第160号)の規
		により、この決定があったことを知った日
		翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事
		対して審査請求をすることができます。
<del>そ</del> の 6		その6
その6	(施設・里親用)	その 6 (施設・里親・保護受託者用

児童死亡届出書

年 月 日

名 様 職氏

届出者 施設長

(里親)

児童が死亡したので、児童福祉法施行規則第27 条 (第32条において準用する同規則第27条) の規 定により、次のとおり届け出ます。

注 略

様式第15号 (第12条関係)

児童措置解除届出書

年 月 日

名 様 職氏

> 届出者 施設長 ED

> > (里親)

下記の児童は、下記の理由から措置解除するこ とが適当と認められますので、児童福祉法施行規 則第27条 (第32条において準用する同規則第27条) の規定により届け出ます。

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略するこ とができる。

様式第16号 (第12条関係)

児童措置停止届出書

年 月  $\Box$ 

名 様 職氏

届出者 施設長

(里親)

下記の児童は、下記の理由から措置停止するこ とが適当と認められますので、児童福祉法施行規 則第27条 (第32条において準用する同規則第27条) の規定により届け出ます。

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略するこ とができる。

様式第17号 (第12条関係)

児童措置変更届出書

児童死亡届出書

年 月 日

職氏 名 様

届出者 施設長

(里親・保護受託者)

児童が死亡したので、児童福祉法施行規則第27 条 (第32条において準用する同規則第27条) の規 定により、次のとおり届け出ます。

注 略

様式第15号 (第12条関係)

児童措置解除届出書

年 月 Н

職氏 名 様

届出者 施設長

(里親・保護受託者)

下記の児童は、下記の理由から措置解除するこ とが適当と認められますので、児童福祉法施行規 則第27条 (第32条において準用する同規則第27条) の規定により届け出ます。

略

様式第16号 (第12条関係)

児童措置停止届出書

年 月

名 様 職氏

届出者 施設長

(里親・保護受託者)

下記の児童は、下記の理由から措置停止するこ とが適当と認められますので、児童福祉法施行規 則第27条 (第32条において準用する同規則第27条) の規定により届け出ます。

略

様式第17号 (第12条関係)

児童措置変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 施設長 印

(里親)

下記の児童は、下記理由から措置変更することが適当と認められますので、児童福祉法施行規則第27条(第32条において準用する同規則第27条)の規定により届け出ます。

記

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第18号 (第12条関係)

児童在所期間延長届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 施設長

(里親)

下記の児童は、 年 月 日に満18歳に到達しますが、下記の理由から、引き続き保護し、指導することが必要と認められますので、児童福祉法施行規則第27条 (第32条において準用する同規則第27条) の規定により届け出ます。

記

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第20号 (第13条の2関係)

里親認定取消申請書

職 氏 名 様

養育

親族

.\_\_

専門

職業指導

里親の認定等に関する省令 (第 条において準用する) 第8条第1項第5号 (第2項第6号) の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 施設長

・ パルス (里親・保護<u>受託者</u>)

下記の児童は、下記理由から措置変更することが適当と認められますので、児童福祉法施行規則第27条(第32条において準用する同規則第27条)の規定により届け出ます。

記

略

様式第18号 (第12条関係)

児童在所期間延長届出書

年 月 日

(里親・保護受託者)

職 氏 名 様

届出者 施設長

下記の児童は、 年 月 日に満18歳に到達しますが、下記の理由から、引き続き保護し、指導することが必要と認められますので、児童福祉法施行規則第27条 (第32条において準用する同規則

第27条)の規定により届け出ます。

記

略

様式第20号 (第13条の2関係)

里親認定取消申請書

職 氏 名 様

養育

親族

\*\*\*\*\*

・里親の認定の取消しを受けたいので、

短期

専門

里親の認定等に関する省令第8条第5号 (第15条に おいて準用する同令第8条第5号、第17条において 準用する同令第8条第5号、第20条において準用す る同令第8条第5号) の規定により、次のとおり申 請します。

年 月 日

住 所 申請者 氏 名 ΕD 氏 名 ED

略

注 略

様式第20号の2 (第13条の3関係)

里親登録申請書

職氏 名 様

養育

短期 専門

里親に係る登録を受けたいので、里親

職業指導

の認定等に関する省令第9条 (第17条において準用 する同令第9条、第20条において準用する同令第9 条) の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

申請者 氏 名

EΠ

略

略

備考及び注 略

様式第20号の3 (第13条の4関係)

里親登録更新申請書

職氏 名 様

養育

短期 専門

里親に係る登録を更新したいので、里

職業指導

親の認定等に関する省令第10条第2項 (第17条にお いて準用する同令第10条第2項、第20条において準 用する同令第10条第2項) において準用する里親省 令第9条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

氏 名 申請者

氏 名

郵便番号 住 所 申請者 氏 名 ΕD 氏 名 ED

電話番号

略

注 略

様式第20号の2 (第13条の3関係)

里親登録申請書

職氏 名 様

養育

短期 } 里親に係る登録を受けたいので、里親

専門

の認定等に関する省令第9条 (第17条において準用 する同令第9条、第20条において準用する同令第9 条)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

氏 名

EΠ

略

略

備考及び注 略

様式第20号の3 (第13条の4関係)

里親登録更新申請書

職氏 名 様

養育

短期

専門

と 里親に係る登録を更新したいので、里

親の認定等に関する省令第10条第2項 (第17条にお いて準用する同令第10条第2項、第20条において準 用する同令第10条第2項) において準用する里親省 令第9条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

氏 名 申請者

EΠ

氏 名

EΠ

略

備考及び注 略

様式第20号の4 (第13条の5関係)

里親登録取消申請書

名 様 職氏

養育

短期 専門

·里親に係る登録の取消しを受けたいの

職業指導

で、里親の認定等に関する省令 (第 条において準 用する) 第11条第1項第3号 (第2項第2号) の規 定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

氏 名 EΠ

注 略

様式第20号の5 (第13条の6関係)

里親登録事項変更届出書

名 様 職氏

養育

短期 専門

里親に係る登録を受けている事項につ

職業指導

いて下記のとおり変更があったので、里親の認定等 に関する省令第13条第1項(第17条において準用す る同令第13条第1項、第20条において準用する同令 第13条第1項)の規定により、次のとおり届け出ま す。

年 月 日

住 所

届出者 フリガナ

氏 名 EΠ

備考及び注 略

様式第20号の4 (第13条の5関係)

里親登録取消申請書

職氏 名 様

養育

短期

里親に係る登録の取消しを受けたいの

専門

で、里親の認定等に関する省令第11条第3号 (第17 条において準用する同令第11条第3号、第20条にお いて準用する同令第11条第3号)の規定により、次 のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

氏 名

ЕΠ

電話番号

注 略

様式第20号の5 (第13条の6関係)

里親登録事項変更届出書

職 氏 名 様

養育

**】里親に係る登録を受けている事項につ** 短期

専門

いて下記のとおり変更があったので、里親の認定等 に関する省令第13条第1項(第17条において準用す る同令第13条第1項、第20条において準用する同令 第13条第1項)の規定により、次のとおり届け出ま す。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ 届出者

氏 名

EΠ

電話番号

記

略

注 略

様式第20号の6 (第13条の7関係)

事故発生届出書

職氏 名 様

養育

親族

短期 と型親として養育している児童につい

専門

職業指導

て下記のとおり事故があったので、里親の認定等に 関する省令第13条第1項 (第15条において準用する 同令第13条第1項、第17条において準用する同令第 13条第1項、第20条において準用する同令第13条第 1項)の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 フリガナ

氏 名

ED

記

略

注略

様式第20号の7 (第14条関係)

児童養育継続困難届出書

名 様 職氏

養育

親族

短期

とりて児童の養育を継続するこ

専門

職業指導

とが困難となったので、里親の認定等に関する省令 (第 条において準用する) 第13条第2項 (第3項) の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所 フリガナ 略

注 略

様式第20号の6 (第13条の7関係)

事故発生届出書

職氏 名 様

養育

親族

里親として養育している児童について 短期

専門

下記のとおり事故があったので、里親の認定等に関 する省令第13条第1項 (第15条において準用する同 令第13条第1項、第17条において準用する同令第13 条第1項、第20条において準用する同令第13条第1 項)の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 フリガナ

氏 名

ED

電話番号

記

略

注略

様式第20号の7 (第13条の8関係)

児童養育継続困難届出書

職氏 名 様

養育

親族

里親として児童の養育を継続すること 短期

専門

が困難となったので、里親の認定等に関する省令第 13条第2項 (第15条において準用する同令第13条第 2項、第17条において準用する同令第13条第2項、 第20条において準用する同令第13条第2項)の規定 により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

	届出者	氏	名	印
		フリ	ガナ	
		氏	名	印
		電話	番号	
	記	3		
Z.				

<u>様式第21号</u> (第14条関係)										
			経	由福	祉事	務所		経由児童	直相談所	
保護受	保護受託者			務所	名			児童相談所名	各	
申込書		交	付月	日				交付月日		
		整理番号				整理番号				
			IJ	男		\$	ζ			
		年歯	۸. ۲	満	歳	満	歳	児童の性格、 体格、職業		
希望児	是童	人数	Þ		人		人	適正につい		
		通勤		は住	込			ての希望		
児童受	児童受託の動機					その他				
の動						希望事項				
フリカ	ゴナ 名							現在の職業		
生年月	日目	年	E J	月日	∃ (:	満が	裁)	その経験 年 数		
								従来の職業		
現住	所							事業場所等 の 名 称		
交通目	目標							所在地		
								交通目標		
電話番	子号							電話番号		
児童を		敷坩	b		m²			その規模		
させる場合		建物自家		生宏	m			構造		
構造・		室数		D 20				事業場等の 隣接する地 帯等その環		
地帯等·	その	畳数	Þ							
環境				1				境		
		氏名	年齢	性別	続柄	健康状態	その他	児童を働か		
児童を	司居							せようとす		
させる場								る仕事の内		
保護委託								容		
ともに										
者の状況	兄							労働条件		
								>1 \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
								予定時間		
	•	. '								

児童の保護 指導に関す る方針及び	事業場等に	労働者総 数 人
計画の概要	おける他の	年少労働
児童の将来	労働者の状   況	者数 人
に対する方 針		″女 人
年 月 日	1	
職氏名様		
	氏名	

### 様式第22号 (第14条関係)

その1

等について

#### 保護受託者登録簿

登録番号	를 📗				登録	录年	月日			年	月	日
家庭職業	業等記	周査票	福	圣由 祉 努所			紹 児 相談	_		手 月 查者	日	調査
保護受討	も と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	こついて	この事」	頁								
フリガ <del>:</del> 氏 <del>1</del>							在 σ. <b>E業</b> σ.					
生年月1	3	年月	1 日	(満	歳)	そ	の経	験年	数			
現住月	沂					従	来 σ.	職	業			
						事名	業所	等	の 称			
交通目 及び電記	.					所	右	E	地			
健康状態	ı.					交通目標及び						
性	各					電			話			
児童受診 の動機	ŧ					に	護受 対す 度、	る理	解			
事	業所領	等におけ	ける他の	の労働	計者の	状況	5					
		16歳	16~ 18歳	18崩以」		計		- 114 P	- ~			
通勤	男						-	業 規 規				
四 到	女						造	Ī				
寄宿舎	男											
	女田田											
同居	男女						隣	接均	也帯			
	男							€O∃				
計	女						-					

	を働かせようとする仕 内容・場所等について	事又は就かせようと	する業務の
受託予定期 間		児童の将来の自活 に対する方針見込	
	働 か せ	る条件	
労働時間 始業終業 時 間		支給しようとする 賃 金 の 基 準	
休憩時間 の与え方		休暇の与え方	
休日の 与え方		金銭給与の支払方法	
現物給付 の 内 容		同左の評価額	

### その2

			児	童を	同月	舌さ	せる	5場	合	ات	つし	17				
保護者とともに	氏名	3	年齢	性別	約杯	-	健康状態		性 格 —	耶			歴	ì	保護に対 理解( 度	する
る者																
昨年 昨年 の収 の支 入 出								, Am	育 ·					j	産	
家庭の終 状況	圣済					X		分	1	<b>H</b>	林	1	宅 地	家屋		)他の
			円	F	9	面時	積 (	m²) 価								
住居の物	犬況		地	・借家	<b>*</b>		m <sup>²</sup> 室数		建物	勿	女		1	m²	:	
社 会 信	的用						庭内囲									
近 隣 評 地 域 社会的	りかれて					衛環	生	的境	-	通届 上才 讫			採州下水湿			
À	虽祉事	<b>国矛</b>	务所長	長の意	텘	1										
							年	月	E	3	Ħ	2	í		E	p
y	己童村	目記	炎所 E	長の意	意見	1										
							年	月	E	3	Ħ	.名	1		E	p
矢	口事	<b>F</b>	の	認	Į											
							年	月	E	$\exists$	Ħ	.名	1		E	D

様式第21号及び様式第22号 削除

	決	定	事項					
	児童氏名	年齢	歳ヶ月	生別	委託期日			その他
	関係	取	扱 者					
	事	後	経過す	商要	更			
	年 月	日						
	備考	福祉	事務所長	が記ん	入する	ること		
		児童	相談所長	が記ん	入する	ること		
		県が	記入する	こと				
樣	式第38号	(第	26条関	係)				
	(表面)					_		_
		_	保育士試験	<b>験受</b> 專	検申請	書	受験番号	月日
	職の問題を表現の表現である。	-	名 様 試験を受	けた	いの	ر.   ا	実地試験	
	鳥取県保育士試験を受けたいので、 必要書類を添えて申請します。							
	必要書類を	E添え	て申請し	ます。		L		
	必要書類を	E添え ·	て申請し	ます。		L	年	月日
	必要書類を		て申請し	ます。			年	鳥取県収入
			て申請し	ます。 			年	鳥取県収入証紙ちょう
	(ふりがな	注) 名	て申請し			三 (		鳥取県収入
	(ふりがな 氏 生 年 月	名 日		月	日生	本籍地	() () () () () () () () () () () () () (	鳥取県収入 証紙ちょう 付欄 【他県の】 収入証
	(ふりがな 氏	注) 名	年	月	日生	本籍地の都道		鳥取県収入 証紙ちょう 一付欄 【他県の】 収入証 紙及び
	(ふりがな 氏 生 年 月 現 住	<ul><li>名</li><li>日</li><li>所</li></ul>	年 (〒) (1	月電話)	日生	本籍地	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	鳥取県収入 証紙ちょう 付欄 【他県の】 収入証
	(ふりがな 氏 生 年 月	名 日 所	年	月 電話)	日生	本籍地の都道		鳥取県収入 証紙ちょう 付欄 (他県の) 収紙及び 収紙及い 収入はは 効とす
	(ふりがた 氏 生 年 月 現 住 試験の連絡 切現住所と 異なる場	名 日 所 条	年 (〒) (1	月 電話)	日生	本籍地の都道	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	鳥取県収入 証紙類 付欄 (他県の証 (収入び) 収入はよび、 収入ははよう がはない。 がはない。 がいる。。 消
	(ふりがな 氏 生 年 月 現 住 試験の連絡 現住なる場	名 日 所 条	年 (〒) (1	月 電話)	日生	本籍地の都道	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	鳥取県収入 証紙ちょう 付欄 (他県の) 収紙及び 収紙及い 収入はは 効とす
	(ふりがな 氏 生年月 現住 試験の連絡 現なる場	(1) 名日所统	年 (〒) (1	月 電話)	日生	本籍地の都道府県名	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	鳥取県収入う 付欄県の証が側収紙及の証が収入がり、 が収入がいる。している。 はないのではないのは、 はないのではない。 はないのでは、 とないのでは、 とない。 とない。 とない。 とない。 とない。 とない。 とない。 とない。
	(ふりがな 氏 生 年 月 現 住 試験の連絡 現住なる場	(1) 名日所统	年 (〒) (1	月 電話)	日生	本籍地の都道府県名	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	鳥取県収ち 一付欄県の証が側側の証が収紙している。 一人の証が収まます。 一人の記がいるのでは、 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人のこと。 一人のこと。
	(ふりがな 氏 生年月 現住 試験の連絡 現なる場	(1) 名日所统	年 (〒) (1	月 電話)	日生	本籍地 の都道 府県名 ・ 年	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	鳥取県収ち 一付欄県の証が側側の証が収紙している。 一人の証が収まます。 一人の記がいるのでは、 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人のこと。 一人のこと。
	(ふりがな 氏 生年月 現 住 試験の連絡と り 現異合た 人 最終学	(1) 名日 所 先 録	年 (〒) (1 (〒) (1 験 科 [	月 電話) 電話	日生   日生	本籍地道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(表)	鳥取県収ち 一付欄県の証が側側の証が収紙している。 一人の証が収まます。 一人の記がいるのでは、 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人のこと。 一人のこと。
	(ふりがな 氏 生年月 現 住 試験の連絡と り 現異合た 人 最終学	() 名日 所 先 一 校 試のし	年 (〒) (1) (〒) (1) 験 科 F 験 に合格し、	月 電話) 電話	日生	本籍地道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(表)	鳥取県収ち 一付欄県の証が側側の証が収紙している。 一人の証が収まます。 一人の記がいるのでは、 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人の記がいる。 一人のこと。 一人のこと。
	(ふりがた 氏生 年月 現 無験現異合人 終 年の にながら 学 以 は 定 の 指 な に か に か に か に か に か に か に か に か に か に	() 名日 所 先 読む 校 試のひ	年 (〒) (1 (〒) (1 験 科 [	月電話)	日生 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	本の府県・・・には専いには専いには、中では、は、中では、は、中では、は、中では、は、中では、は、中では、は、中では、は、中では、は、中では、は、中では、は、は、は、	を 月卒 ・	鳥証付別には、「は、「は、」のでは、「は、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
	(ふりがな 氏 生年月 現 住 試験の連絡と り 現異合た 人 最終学	) 名日 所 先 録 校 試のし 名	年 (〒) (1 (〒) (1 軽 (〒) (1 料 に合わして 合わして 合わして	月電話)	日生	本 の 府 ・・ に は 専 に 証 交 付 ・・ に は 専 に 証 交 付 ・・ に は 専 に 証 交 ・・ ・ ・・ に は 専 に の で ・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	を 月卒 ・	鳥証付別には、「は、「は、」のでは、「は、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
	(ふりがた 氏生 年月 現 無験現異合人 終 年の にながら 学 以 は 定 の 指 な に か に か に か に か に か に か に か に か に か に	() 名日 所 先 校 試のし 名	年 (〒) (1) (〒) (1) (〒) (1) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	月間話話をおけることには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ	日生	本の府県・・・には専いには専いには、中では、は、中では、は、中では、は、中では、は、中では、は、中では、は、中では、は、中では、は、中では、は、中では、は、は、は、	を 月卒 ・	鳥証付別には、「は、「は、」のでは、「は、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
	(ふりがた 氏生 年月 現 無験現異合人 終 年の にながら 学 以 は 定 の 指 な に か に か に か に か に か に か に か に か に か に	() 名日 所 先 一 校 試のU 名 祉	年 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	月話話したは証番したは証番	日生	本 の 府 ・・ に は 専 に 証 交 付 ・・ に は 専 に 証 交 付 ・・ に は 専 に 証 交 ・・ ・ ・・ に は 専 に の で ・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	を	鳥証付別には、「は、「は、」のでは、「は、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

第号年月

発達心理学及 び精神保健

小 児 保 健	第	号	年 月	
小 児 栄 養	第	号	年 月	
保育原理	第	号	年 月	
教育原理及び	第	号	年 月	
養 護 原 理				
保育実習	第	号	年 月	

点検	資格	手数料	住民票	戸籍 抄本	写真	受験票	一部科 目免除 確認	円切 手封筒	確認印	資格 見込
欄										

#### (記入上の注意)

- 1 太い線で囲んだ部分の欄は記入しないこと。
- 2 記入はすべて青か黒インキを用い、かい書でてい ねいに書くこと。
- 3 数字は算用数字を用いること。
- 4 該当事項は で囲むこと。

(裏面)

#### 児童福祉施設勤務証明書

(氏名)

上記の者は 年 月 日から

月 日に至る間当施設において児童の保護 に従事した者であることを証明します。

年 月 日

(施設所在地)

\_(施 設 種 別)

\_(施 設 名)

(施設長氏名) 印

上記施設は児童福祉法による認可施設であることを 証明します。

年 月 日

(都道府県主管課長) 印

- (注意) 1 受験資格(2)及び(3)(保育士試験実施 要領の受験資格の項)を受験資格とする者 は、この証明書を受けること。
  - 2 鳥取県以外に所在する施設の場合には、 認可施設であることの証明を受けること。

様式第38号 削除

第2条 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。 様式第19号の次に次の1様式を加える。

様式第19号の2 (第13条関係)

職業指導里親認定申請書

印

#### 職 氏 名 様

職業指導里親の認定を受けたいので、里親の認定等に関する省令第6条第2項 (第15条において準用する同令 第6条第2項、第17条において準用する同令第6条第2項、第20条において準用する同令第6条第2項)の規定 により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

印

氏 名

	フリ	ガナ		年齢	性別	フリガナ		年齢	性別
申	氏	名				氏 名			
請	職	業			•	職業			
者	住	所							
	電話	番号							
			•						
		E	f. 名	年齢	性別	続柄	職	業	
同民		E	名 名	年齢	性別	続柄	職	業	
同居の記		E	<b>氏 名</b>	年齢	性別	続柄	職	業	
同居の家族		E	· 名	年齢	性別	続柄	暗	業	

里親になること							
を希望する理由							
指導しようとす	職種 (職名)				(経験年数		年)
る職業	内 容						
	事業所等の所	所在地:					
	在地	連絡先:					
	職場の概要						
		敷地:	m²	建物:		$m^2$	
職業指導につい	事業所等の隣						
て	接する地帯等						
	その環境						
	事業所等にお	労働者総数:	人				
	ける他の労働	その他特記事項等					
	者の状況						

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

	20	平成17年4月28日	木曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)第85号
Г									